

令和8年度版

大崎市地域自治組織活性事業交付金
(ステップアップ事業交付金及びチャレンジ事業交付金)
審査基準

令和8年4月

大崎市地域自治組織活性事業交付金審査委員会

目 次

はじめに	1
第1章 地域自治組織活性化事業交付金の趣旨	2
第2章 審査基準	
1 ステップアップ事業交付金	3
2 チャレンジ事業交付金	5
第3章 公募方法	
1 周知方法	7
2 公募時期	7
第4章 審査委員会の設置	
1 構成員	8
2 役割	8
第5章 審査方法	
1 ステップアップ事業交付金	9
2 チャレンジ事業交付金	10
第6章 情報公開	
1 公開の目的	11
2 公開の内容	11
3 公開の方法	11
第7章 その他	
1 事業内容の保存・活用	12

はじめに

大崎市の目指す地域自治組織は、「地域のことは地域で考え、地域で解決していくための仕組み」であり、住民自らが解決したい地域課題や、守りたいと願う地域の歴史や文化を、地域の責任において考え、決定し、行動するという自立性の高い住民自治を築こうとするものです。

地域自治組織の活動の原点は、地域への愛着と誇りであり、地域力を高めることにあります。具体的には、「地域課題を解決すること（困っていることや悩んでいることの解決）」と、「地域をより良くすること（地域の特性や資源を生かして地域を活性化する）」と位置付けています。

そこで、本市では、地域活動への財政支援として、平成19年度から平成21年度までの3年間を一定期間とした「地域自治組織活性化事業交付金」という新たな制度を導入しました。この交付金は、「基礎交付金＋チャレンジ事業交付金（手挙げ方式）」とするもので、自ら地域の課題を考え、解決するための事業を提案するという事業立案能力が高まることにもつながりました。

財政支援期間	見直し内容
第2期 (平成22年度～25年度)	・地域課題の解決に取り組む姿勢（プロセス）の構築に重きを置いた支援として「ステップアップ事業交付金」を創設。
第3期 (平成26年度～28年度)	・均等割と人口割で積算している基礎交付金に対し、人口変動の影響を少なくするために、均等割のウエイトを高くした。
第4期 (平成29年度～31年度)	・基礎交付金の均等割を増額。 ・ステップアップ事業交付金に、地域を担う「人材育成及び人材発掘事業」をメニュー化し、交付率を100%に拡大。 ・チャレンジ・ステップアップ事業交付金の年間交付合計額を拡大。
第5期 (令和2年度～4年度)	・人口減少による影響を考慮し、基礎交付金の額を前期と同程度に維持。 ・ステップアップ事業交付金について「移住定住促進・交流促進事業」と「空家対策事業」のメニューを追加し、交付率を100%に拡大。 ・令和4年度には、新型コロナウイルス感染症の各種イベント再開を促進するために「イベント復活創生事業」のメニューを追加。
第6期 (令和5年度～7年度)	・人口減少による基礎交付額の減額と地域自治活動への影響を考慮し、前期と同程度となるように維持。 ・令和5年度も「イベント復活創生事業」を交付率100%で継続。
第7期 (令和8年度～10年度)	・地域自治組織の持続的な運営に向け、基礎交付額を第6期財政支援期間と同額になるように調整。 ・交付金の使途に持続可能な運営費【人材育成・発掘】を追加。

この制度は、行政が財政支援する目的を「地域自治組織の自主・自立の促進」と「経営力のある組織への育成」としており、地域の課題や問題を自ら考え、話し合い、地域で解決しようとする力を養っていかうとするものであります。

経営力のある組織とは、これからも地域に住み続けていくために、地域資源を有効活用して、住民自らコミュニティを運営していくという意味での経営力と定義しています。

最後に、地域内の連携のみならず地域間の連携も必要とされているところであり、さまざまな形で地域コミュニティが見直され、この交付金制度が住民の主体的なまちづくりの実践と自立した地域運営に資するとともに、自立性の高い住民自治が築かれることを願うものです。

第1章 地域自治組織活性事業交付金の趣旨

地域自治組織活性事業交付金には、「ステップアップ事業交付金」と「チャレンジ事業交付金」の2種類があります。どちらの交付金も、行政が審査し交付するという手法ではなく、市民が審査要領を作成し、市民主体の審査委員会で交付を決定します。

1 ステップアップ事業交付金

ステップアップ事業交付金は、「地域課題の解決等のために実施する事業」に活用できる交付金です。

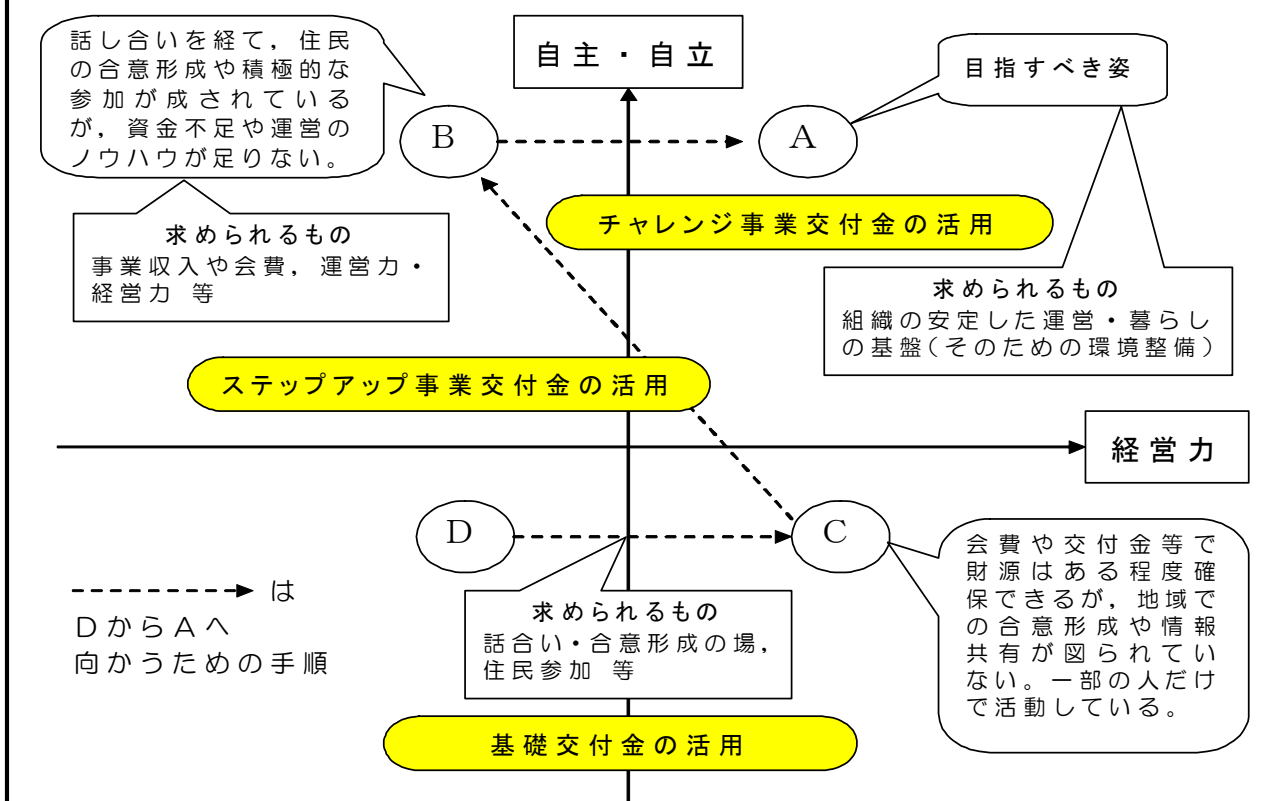
交付に当たっては、審査委員会がヒアリング形式で審査を行い、事業の適否を決定します。審査は、「地域課題の解決に取り組む姿勢（プロセス）」に重きを置いています。また、審査委員と申請者とのやり取りの中で、課題解決に向けたより良い方策を導き出す（申請団体の育成）という視点もある仕組みとしています。

2 チャレンジ事業交付金

チャレンジ事業交付金は、地域課題の解決のみならず、「地域の特性や資源を生かした事業」に活用できる交付金です。

本交付金の審査は、公開プレゼンテーションで行い、同じような課題や問題を抱える地域、あるいは地域特性の生かし方など、情報の共有や課題解決のヒントといった他の地域への波及効果も見込める仕組みとしています。

財政支援による地域（まち）づくりの方向



第2章 審査基準

1-1 ステップアップ事業交付金の審査項目

ステップアップ事業交付金は、次の項目に主眼をおいた審査を行います。

表1)ステップアップ事業交付金の審査項目と審査のポイント

審査項目	キーワード	審査のポイント
課題・問題の設定	課題・問題の掘り下げ 公益性	①自分たちで解決できる課題・問題の設定となっているか。 ②課題・問題の掘り下げは十分に行われているか。 ③多くの人の困り事・悩み事になっているか。または、共感できるものとなっているか。
現状の認識	現状把握 推移と見込み	①現在どのような状態であるか把握されているか。 ②これからの予想・推移などの見込みが立てられているか。
目標の設定	目標・成果の明確化 住民の共感	①何を、いつまでに、どのような状態にしたい・するという設定が具体的であり、その設定は広く住民に共感してもらえるものか。 ②成果をイメージした目標設定となっているか。
事業内容 (課題解決の手法)	事業内容の妥当性 住民の理解と情報共有 事業の具体性・継続性 予算規模・用途の適正 行政との協働の視点	①課題の解決に結びつく実施内容となっているか。 ②事業に対する住民の理解・共有を図ることは検討されているか。 ③いつ、誰が、どこで、何をなど、実施内容が具体的であり、経費が精査されているか。 ④事業の継続性は、十分検討されているか。 ※財源の確保、住民の参加・参画、段階的な取り組みなど。 ⑤行政との協働の視点がある事業となっているか。
他団体との協働	気付き（考え方の視点）	①事業の広がり（横のつながり）が図られているか。 ②多くの人の参加・参画・協力が図られているか。
実施後の展望 (方向性)		①関係団体共通の課題解決につながるものか。 ②関係団体の特性を効果的に生かした事業であるか。

1-2 ステップアップ事業交付金の評定

ステップアップ事業交付金の評定は、「課題・問題の設定」「現状の認識」「目標の設定」「事業内容」の4つの審査項目ごとに3区分6段階評価とし、審査委員の合議により、全体評価で交付の適否を決定します。また、「他団体との協働、実施後の展望（方向性）」の審査項目については、3区分6段階評価は適用せず、合議の際の全体評価時に加点対象としています。6段階評価の区分は、表2のとおりです。

なお、事業申請団体には、採択・不採択にかかわらず、審査委員会としての意見書を送付します。この意見書には、「留意すべき点」や「参考にすべき点」などが記載されており、採択団体においては、より良い事業を行うための参考にさせていただくとともに、不採択団体においては、再度申請するための検討材料として参考にさせていただくことを想定したものです。

表2)6段階評価の区分

区分	評価
評価できる	A
	B
普通	C
	D
あまり評価できない	E
	F

2-1 チャレンジ事業交付金の審査項目

チャレンジ事業交付金は、次の項目に主眼をおいた審査を行います。

表3)チャレンジ事業交付金の審査項目と審査のポイント

審査項目	キーワード	審査のポイント
地域らしさ	独自性（らしさ） こだわり、独創性 大崎らしさ（貢献・普及・効果）	①地域の特性や資源を生かし、地域づくりを重視した内容の企画となっているか。 ②独自の発想やノウハウ、先駆性や専門性を持っているか。 ③地域のニーズや課題に対応し、広く住民の共感が得られているか。
計画性	事業の具体性と妥当性 企画立案・実施過程での住民の参画 地域の将来像を見据えた発展性 事業目的や効果の明確化と成果 自立性（交付率の割合低下）	①事業内容、予算規模、実施体制が実現可能であり、具体的な事業内容となっているか。 ②事業の企画・立案を住民自らが自主的に行い、地域の将来像を見据えた継続性・発展性のあるものであるか。 ③事業の目的や効果が明確で、成果を的確に捉えた上で事業計画が立てられているか。 ④事業規模に見合った自己負担能力を有しているか。
公益性	地域の達成感 人の輪が広がっていく できるだけ多くの参加者 行政との協働の視点	①広く地域に還元される事業内容で、公益性を総合的に評価できるか。 ②他地域あるいは社会全体への波及効果が期待できるか。 ③行政との協働の取り組みを踏まえた事業内容となっているか。
発展性	他の団体や市民への波及効果 地域間連携 事業の魅力性	①創造性に富み、将来的に市民に支持され、発展していく可能性があるか。 ②他の団体等に波及効果があり、連携を図るきっかけとなる要素があるか。
団体の熱意等	熱い思い 情熱 インパクト	①事業へ取り組む姿勢に熱意が感じられるか。 ②団体の運営が閉鎖的でなく、広く開かれているか。 ③これまでの活動実績はどうか。 ④前年度までの事業に対する評価や、前回の審査における指摘事項等に対しての工夫や改善はなされているか。

2-2 チャレンジ事業交付金の評定

チャレンジ事業交付金の評定は、「地域らしさ」「計画性」「公益性」「発展性」「団体の熱意等」の5つの審査項目ごとに5区分10段階評価の合計得点により交付の適否を決定します。10段階評価の区分は、表4のとおりです。

なお、事業申請団体には、採択・不採択に関わらず、審査委員会としてのコメントを送付します。採択団体においては、より良い事業を行うための参考にしていただくとともに、不採択団体においては、再度申請（チャレンジ）するための検討材料として参考にしていただくことを想定したものです。

また、企画立案能力や経営能力などを含めた自立性を育むことにつながることや、他地域への波及効果が期待できること、さらには公平・公正を期すために、審査は公開プレゼンテーション方式で行い、一般に公開します。

表4)10段階評価の区分

区分	評価
高く評価できる	10
	9
評価できる	8
	7
普通	6
	5
あまり評価できない	4
	3
評価できない	2
	1

第3章 公募方法

1 周知方法

広く市民に周知するため、広報おおさきや市のホームページを活用するとともに、市役所本庁舎及び各総合支所、公民館などの公共施設にチラシ（パンフレット）を掲示又は常置します。

○ 周知の内容

- ①地域自治組織活性事業交付金の趣旨と仕組み
- ②公募対象団体
- ③審査方法と審査基準
- ④公開内容
- ⑤事業実施後の報告事項（自己評価・効果の検証など）
- ⑥申請書の提出部数、提出先及び提出期日
- ⑦提出書類の著作権、情報公開等の取扱い

2. 公募時期

公募は、年2回を基本とします。これは、初回の申請で採択されない場合、申請内容に更に磨きをかけて2回目に臨むという企画立案能力や、経営能力などを含めた自立性を育むことができると考えられるからです。

更に、次年度当初の事業（おおむね4月から6月までに事業を実施するもの）に交付金を充当できるように、今年度も第3回目の審査会を開催する予定としています。

なお、第3回目の審査委員会については、申請時期が近くなりましたらあらためてお知らせします。

申請期限や審査委員会の開催については、まちづくり協議会や地域づくり委員会の総会、各地域の行事等にも配慮するとともに、申請件数の状況を見ながら適宜対応していきますが、令和8年度の予定については、表5のとおりです。

表5) 令和8年度の申請及び審査委員会開催時期(予定)

	交付金の種別	申請期限	審査委員会の開催	交付金の交付時期
1	ステップアップ事業交付金(1回目) チャレンジ事業交付金(1回目)	5月22日(金)	6月27日(土)	7月上旬
2	ステップアップ事業交付金(2回目) チャレンジ事業交付金(2回目)	7月31日(金)	8月下旬	9月上旬
3	【次年度当初実施事業対象】 ステップアップ事業交付金(3回目) チャレンジ事業交付金(3回目)	令和9年 2月12日(金)	令和9年 3月上旬～中旬	次年度当初

第4章 審査委員会の設置

令和8年度においても、申請書類の審査及びヒアリング、プレゼンテーションによる審査は、公平・公正を期すため、「地域自治組織活性事業交付金審査委員会」を組織し、厳選なる審査を行います。この審査委員会の構成員及び役割については、次のとおりです。

1 構成員

審査委員会は次の1～4号委員のうちから10名以内で構成されています。

委員区分	選出方法
1号委員	市内においてまちづくり活動や自治的活動を行っている団体から推薦を受けた者 (市内在住)
2号委員	市内の企業に勤務する者
3号委員	学識経験者(大学等の教授又は専門の知識を有する者, 若しくはまちづくりや地域づくりに専門的に携わり活動している者)
4号委員	その他市長が認める者

2 役割

- (1)地域自治組織活性事業交付金のうち、「ステップアップ事業交付金」及び「チャレンジ事業交付金」の交付対象事業の適否の審査に関すること。
- (2)「ステップアップ事業交付金」及び「チャレンジ事業交付金」を交付した事業の成果の評価に関すること(表6)。
- (3)その他, 交付金に関し必要と認められる事項。

表6)現地調査及び実績報告書の提出

区分	期日
現地調査	各採択団体の事業進捗状況に合わせて適宜実施
事業実績報告書の提出	事業完了日から1か月以内 又は4月20日のいずれか早い日までに提出

第5章 審査方法

地域自治組織活性事業交付金「ステップアップ事業交付金」及び「チャレンジ事業交付金」の審査は、それぞれ次のように行います。

ステップアップ事業交付金

ステップアップ事業交付金は、地域の課題解決に向けた事業に活用できる交付金です。チャレンジ事業交付金と異なり、充当する目的を明確にしていることから、「課題・問題の設定」と「現状の認識」が基礎となり、「課題解決に取り組む姿勢（プロセス）」に重きを置いていることから、審査委員と申請者とのやり取りの中で、課題解決に向けたより良い方策を導き出せるように、ヒアリング方式の審査を行います。

1 ヒアリングの時期

6月中旬、8月下旬の年2回に加え、次年度当初の事業（おおむね4月から6月までに事業を実施するもの）に交付金を充当できるよう、今年度も令和9年3月上旬～中旬に第3回目の審査会を予定しています。チャレンジ事業交付金の審査と同日開催を予定していますが、申請件数が多い場合は、2週にわたっての実施も想定されます。

2 ヒアリングの方法

ヒアリングは、次の方法で行います。なお、ヒアリングの順番は、審査委員会で決定します。

(1) 参集時間とヒアリング予定時刻をお知らせします。

（ヒアリング開始まで、控室で待機していただくようになります。）

(2) ヒアリングは申請団体ごとに行い、5分程度の事業概要説明を含み30分以内を基本とします。

(3) ヒアリングを受ける申請団体の出席者は、5名以内とします。

(4) 審査委員からの質疑に対して、申請団体が応答する一問一答方式で進めます。

(5) ヒアリングの進行（座長）は、審査委員会の委員長又は副委員長が務めます。

3 審査の方法

(1) ヒアリング後、前述した審査項目及び評価に基づいて評価を行います。

(2) 評価は、審査委員の合議を基本とします。

(3) 審査委員が、申請された事業や団体と関わりの深い場合は、その団体の審査から外れます。

(4) 評価表に「意見書」欄を設け、審査委員が事業に対する意見や情報提供、感想などを記入します。採択された団体は、話し合いや事業実施、検証へ結びつけていただき、採択されなかった団体は、次回に望む際の検討材料、あるいは次年度への資料として活用していただければと思います。

(5) 交付適否のランク（A～F）については、審査委員会が別に定めます。

2 チャレンジ事業交付金

チャレンジ事業交付金は、事業内容の具体的な方法や事業に対する熱意を評価するため、プレゼンテーションにより審査を行います。応募多数の場合は、一次審査として書類審査を行いますが、初めから間口を狭めず「チャレンジする」という自立性を育むことに主眼を置いているため、原則として、申請書類の記入漏れや添付書類の不足などの場合を除き、申請されたもの全てのプレゼンテーションを実施します。

なお、申請に当たっては、「基礎交付金の使途」、「自己財源の確保策」、「事業効果の検証」、「将来の展望」などについても、申請書類への記載が求められています。

1 プレゼンテーションの時期

6月中旬、8月下旬の年2回に加え、次年度当初の事業（おおむね4月から6月までに事業を実施するもの）に交付金を充当できるよう、今年度も令和9年3月上旬～中旬に第3回目の審査会を予定しています。ステップアップ事業交付金の審査と同日開催を予定していますが、申請件数が多い場合は、2週にわたっての実施も想定されます。

2 プレゼンテーションの方法

プレゼンテーションは、次の方法で行います。審査の公平・公正を期すため、**発表時間や質疑応答時間は厳守**とします。なお、申請件数に応じて、発表時間及び質疑応答時間は、変更する場合があります。プレゼンテーションの順番は、審査委員会で決定します。

- (1)発表時間は、**1団体当たり10分以内**とします。
- (2)書類による発表、パワーポイントなどの使用は、各申請団体の自由とします。
- (3)10分以内の発表後、**審査委員と申請団体が20分間以内で質疑応答**を行います。
- (4)発表及び質疑応答者の人数は、**1団体あたり5名まで**とします。
- (5)**発表時間が超過した場合などは、審査点数が減点**されます。

3 審査の方法

- (1)プレゼンテーション後、前述した審査項目及び評価に基づいて評価を行います。
- (2)プレゼンテーションについては、他の地域づくり団体への波及効果や発展性、地域自治組織間の連携を目的として、原則公開とします。
- (3)審査委員が、申請された事業や団体と関わりの深い場合は、その団体の審査から外れます。
- (4)評価表に「コメント」欄を設け、審査委員が事業に対する意見や情報提供、感想などを記入します。採択された団体は、事業検証へと結びつけていただき、採択されなかった団体は、次回に望む際の検討材料、あるいは次年度への資料として活用していただければと思います。
- (5)交付適否の点数等に関しては、審査委員会が別に定めます。

第6章 情報公開

1 公開の目的

地域自治組織活性事業交付金の交付は、公平性・透明性が求められると同時に、他の地域づくり団体への波及効果や発展性、地域自治組織間の連携が図られるよう、その交付事業の内容・団体などに係る情報を公開するとともに、審査委員会の会議についても、審査の採点や基準などの交付決定に関する協議部分以外は、全て市民に公開しています。

2 公開の内容

公開する内容は、次に掲げる事項とします。

- (1) 地域自治組織活性事業交付金の仕組み
- (2) 審査基準及び審査方法
- (3) 審査委員会の会議（審査の採点や基準などの交付決定に関する協議部分以外）
- (4) ヒアリング及びプレゼンテーションの実施内容と審査結果
- (5) 交付決定事業の内容、交付団体等に関する情報
- (6) その他必要な事項

3 公開の方法

広報おおさき及び大崎市公式ウェブサイトを活用します。また、チラシやパンフレットなども必要に応じて作成します。

表7) 情報の公開

区分	内容
広報おおさき	申請期限や公開審査会の周知、採択事業の報告など
大崎市公式ウェブサイト	申請期限や公開審査会の周知、採択事業の決定など

第7章 その他

1 事業内容の保存・活用

ステップアップ事業交付金及びチャレンジ事業交付金で実施した事業内容については、実施団体を支援している各総合支所・公民館等で保存するほか、報告書としてまとめ、他地域への波及効果や発展性、地域自治組織間の連携に活用できるように努めます。

【事務局】

大崎市市民協働推進部まちづくり推進課

TEL:0229-23-5069, FAX:0229-23-2427, Eメール:machi@city.osaki.miyagi.jp